

退職所得申告書について(ご参考)

一時金裁定請求時には退職所得申告書の提出が必要です。所得年分が平成28年分以降の一時金給付時には個人番号の記載が必要になりました。(個人番号が確認できる書類(通知カードの表面又は個人番号カードの裏面)のご提出もあわせて必要になります。)

(記入見本)

平成28年9月15日 平成28年分 退職所得の受給に関する申告書
退職所得申告書

必ず押印してください。コピーは無効です。

契約(基金)番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 加入者(員)番号 | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | CD

退職手当等の支払者	所在地 大阪府豊中市 新千里西町1丁目1番3号	受給者 現住所 大阪府豊中市本町1-1-1
名称	年金産業株式会社 受託者 三井住友信託銀行株式会社	氏名 年金太郎
法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		その年1月1日現在の住所 〒100-8233 千代田区丸の内1-4-1

上記現住所と同じ場合は「同上」と記入

A欄は必ずご記入ください。 B・C・D欄は受給の状況に応じて

1年未満の歳数は1年に切り上げてください。

1年未満の歳数は1年に切り上げてください。

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日 平成28年7月31日 ② 退職の区分等 一般・障害 生活扶助 有・無

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間
勤続期間(自) 昭和60年4月1日 勤続期間(年数) 32年
勤続期間(至) ~~平成28年7月31日~~

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合にはB欄に記載してください。

退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	うち特定役員等勤続期間(年数)	取入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
平成28年7月31日	自 昭和60年4月1日 至 平成28年7月31日	4年	25,000,000円	829,562円	372,000円	248,000円	平成28年8月1日	一般・障害
年月日	自 年月日 至 年月日	年	円	円	円	円	年月日	一般・障害
年月日	自 年月日 至 年月日	年	円	円	円	円	年月日	一般・障害

⑤ ③と④の期間のうち、最も長い期間を通算しご記入ください。

③と④の通算勤続期間 自 昭和60年4月1日 勤続期間(年数) 32年 至 ~~平成28年7月31日~~

あなたが前年以前4年以内(その年に繰上り年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

退職手当等の受給資格取得年月日	勤続期間	取入金額	所得税	市町村民税	道府県民税	支払を受けた年月日	退職の区分
年月日	自 年月日 至 年月日	円	円	円	円	年月日	一般・障害

(注)資格喪失日:8/1(退職日:7/31の翌日)をご記入ください。
×平成28年7月31日
○平成28年8月1日